筑 上 経 第 207 号
令和8年10月21日

参 加 希 望 者　　様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長　前 田　剛 宏
（公 印 省 略）

見 積 依 頼 書

1 件　　名　寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検整備（オープンカウンター方式）
2 履 行 場 所　福岡県朝倉市田代地内　外1ヶ所
3 履 行 期 間　契約締結の翌日 から　令和9年2月26日 まで
4 内　容　等　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。
2 見 積 参 加　別添仕様書のとおり履行が可能であるもの。
　要件　当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分の『設備の保守・点検管理』の認定を受けており、営業品目の『冷暖房（空調）設備、衛生設備（水道施設、消防施設を含む）、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備』又は、『ポンプ設備（揚排水ポンプ設備）』に登録しており、かつ、本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に所在する者であること。

3 見 積 書 等
1) 様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
2) 提 出 方 法　ＦＡＸ、電子メール、郵送又は持参による。（※ＦＡＸ番号、メールアドレスは、４）に記載）なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。
3) 見 積 書 提 出 期 限　**令和8年11月4日　　12時**　まで
4) 提 出 先　独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
　ＴＥＬ　０９４６－２５－０１１３
　ＦＡＸ　０９４６－２５－０１３３
　mail　nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
5) 担 当 者　経理課　内田
6) 質 問 書 提 出 期 限　令和8年10月27日　　12時　まで
　※質問の回答については、翌営業日の12時までにＨＰに掲載します。
7) 見 積 回 数　２回を限度とする。
　なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和8年11月5日　12時まで**とします。
8) そ の 他　① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
　② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。

5 そ　の　他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
2) 請負代金の支払いについては、完了検査後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検整備

仕　様　書

令和８年１０月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

第１節　　総　則

１－１　適　用

この仕様書は、寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検整備（以下「本業務」という。）に適用する。

１－２　業務概要

本業務は、寺内導水路付帯施設に設置されている田代揚水ポンプ施設及び山見揚水ポンプ施設について設備の機能維持及び信頼性確保を目的として点検・整備を実施するものである。

１－３　履行場所

福岡県朝倉市田代地内　外１ヶ所

１－４　履行期間

履行期間は、雨天、休日等を考慮し、契約締結日の翌日から令和９年２月 26 日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第２節　一般事項

２－１　履行範囲

本業務の履行範囲は、次のとおりとする。

施　設　名	設　備　名	対象設備	数量	実　施　内　容
寺内導水路付帯施設	田代揚水ポンプ施設	・揚水ポンプ	２台	・年点検
		・電動仕切弁	２台	
		・機側操作盤	１面	
		・送水管路点検	１式	
		・送水管補修	２ヶ所	・整備
	山見揚水ポンプ施設	・揚水ポンプ	４台	・年点検 ・水槽内清掃
		・機側操作盤	１面	

２－２　担当職員

担当職員とは、本業務の履行における受注者に対する指示、承諾又は協議を行うもの

である。

２－３　提出図書

受注者は、次に示す図書を提出するものとする。

①　点検着手前に提出するもの

・業務計画書（作業手順書、計画工程表含む）　　１部

②　点検終了後速やかに提出するもの

・点検報告書　　１部

点検報告書には次の内容を含むものとする。

(1)点検記録書

・点検概要

・総合所見

・不良・不具合報告書

・点検前後設備状態チェックシート

・点検表（計測記録表）

(2)履行状況写真

③その他担当職員が指示したもの　　必要部数

２－４　貸与品

本業務において、受注者からの申し出により、次の図書を貸与する。

１．田代揚水施設ポンプ設備工事　完成図書

２．山見揚水施設ポンプ設備工事　完成図書

３．その他担当職員が必要と認めたもの

２－５　支給品

本業務において次のものを支給する。

名　　称	規　　格	単位	数量	備　　考
配管補修材	マホータイ　オリステープ Ｓセット ＭＴＲＳ 200－5	ｾｯﾄ	２	

２－６　作業手順書

点検等の作業にあたっては、作業手順書を作成し作業員に周知徹底を図ったうえで遵守させるものとする。

また、作業手順書の見直しが必要となった項目については、適宜見直しを図るものとする。

２－７　設備の操作

１．本業務の履行に伴い設備の操作を行う場合は、事前に担当職員に操作の可否、操作範囲等の確認を行い、担当職員の立会又は了解を得てから実施するものとする。

２．受注者が操作を行う場合は、設備構造を把握した技術者により行うものとする。

３．低圧の充電電路等の点検及び操作（労働安全衛生規則第 36 条第 4 号の業務）にあたっては、「労働安全衛生法」に基づく低圧電気取扱特別教育を受講した者、または同等以上の資格を有する技術者を充てるものとする。

２－８　作業前後の連絡と確認

１．受注者は、点検作業開始前に担当職員に、当日の設備の運用状況、運用予定及び点検時の操作可能設備を確認した後に作業を開始するものとする。

２．受注者は、点検作業後に担当職員の指定する設備状態とし、点検前・後の設備状態を記録し提出するものとする。

３．受注者は、点検実施日の作業終了毎に、設備状態を担当職員に連絡するものとする。

２－９　安全管理

受注者は、業務中全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者へ周知徹底するものとする。

２－１０　水質保全

受注者は、本業務の履行にあたり、油脂類の流出等による水質汚染が無いよう十分留意するものとし、必要に応じて対策を講じるものとする。

なお、水質汚染等の事故が発生した場合は、直ちに担当職員へ報告するとともに、被害の拡大防止及び応急措置を講じ、その指示に従うものとする。この場合、油脂類の回収、水質分析等に係る費用は受注者の負担とする。

２－１１　異常発見時の対応

１．　点検・整備の結果、不具合箇所等を発見した場合は、不具合状況、原因及び修復又は改善方法等について、不良・不具合箇所報告書により速やかに担当職員に報告するものとする。

２．　不具合箇所等のうち、点検結果に基づき実施する調整、小規模な修理等は本業務に含まれるものとする。

ただし、専門性が高く、高度な技術調査・検討又は相当の費用を要するものについては、別途、担当職員と打合せのうえ決定するものとする。

なお、調整、小規模な修理とは、手持ち及び備付けの工具等による機器の調整、予備品の取替等による処置をいう。

３．　本業務の履行期間中、点検・整備作業時以外で本業務対象設備の故障や誤動作等が発生した場合に対応を要請する場合がある。

なお、作業が実施された場合の費用については、担当職員と打合せのうえ決定するものとする。

４．　本業務の履行範囲外に異常を発見した場合は、速やかに担当職員に報告するものとする。

２－１２　設計変更

１．本業務の契約後、設計内容に変更が生じた場合、担当職員又は受注者の発議による協議のうえ、仕様書並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

ただし、受注者からの発議に基づく設計変更のうち、仕様書に示した目的及び機能が同等と担当職員が判断した場合、承諾した仕様又は履行方法について請負代金額の変更を行わないものとする。

２．請負代金額の変更については、発注者の変更積算額に請負比率（請負代金額を現契約の発注者の積算額で除した比率）を乗じて算出する金額を基に予定価格を設定し、その制限の範囲内で発注者と受注者が打合せのうえ決定するものとする。

２－１３　疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第３節　　点検・整備

３－１　設備仕様及び点検項目

１．点検作業の対象設備の主要仕様は、別紙－１「設備仕様一覧表」によるものとする。

２．点検項目は、別紙－２「点検項目表」に示す各項目とする。受注者が、各項目を確認するための具体的な点検内容、点検方法を記入した点検チェックシートを受注者の責任において作成し、点検を実施するものとする。

３．設備の運用状況、その他所要状況により点検の可否が生じた場合は、実施の有無又は実施時期の変更等について担当職員と打合せのうえ決定するものとする。

なお、担当職員より点検中止の指示を行った場合は、設計変更の対象とする。

３－２　共通事項

１．受注者は、設備の機能維持、信頼性確保及び機能回復を目的として、設備全体の運転状態及び機能を確認するものとする。

２．受注者は、本業務の履行にあたり、他の設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分留意するものとする。

３．ボルト・ナット、固定ピン等、弛み・変形・脱落する恐れのある箇所は、目視及びハンマリング等で確認を行うものとする。弛みが確認された場合は、速やかに担当職員に報告するとともに、増し締め、マーキング等の処置を行うものとする。

４．本業務において使用する支給品以外の材料及び機械器具は、全て受注者が準備するものとする。

５．設備及び設備周辺に付着した汚れ、塵芥等は、適宜清掃（除去）を行うものとする。

６．本業務の履行によって塗膜に損傷を与えた箇所については、補修塗装を行うものとする。

７．受注者は、斜坑内の連絡手段として、トランシーバー等を準備するものとする。

３－３　履行条件

１．各施設、設備の鍵等については、点検作業日に管理所において、貸出を受け、当日の作業終了後に返却を行うものとする。

２．受注者は、各施設の点検において、警報を発報する場合は事前に担当職員に連絡するものとする。

３－４　点検作業

１．田代揚水ポンプ設備

①　田代揚水施設は常時用水を送水している施設であるため、１台ずつ点検を行うものとする。点検作業を行っていないポンプについては、確認運転を除き、基本的に単独自動運転状態を維持するものとする。

②　点検に伴いポンプを２台とも同時に停止せざるを得ない場合は、受注者は予め吐出水槽を満水にし、配水槽の水位低下を発生させないよう留意して短時間に作業を行うものとする。（吐出水槽満水後ポンプ運転間隔：４時間程度）

２．山見揚水ポンプ設備

受注者は、山見揚水施設の吸水槽内を排水し、吸水槽及び吸水槽内のストレーナを清掃するものとする。なお、吸水槽の排水は同施設立坑内へ行うものとする。

また、排水に必要となる水中ポンプ及び発電機等については受注者が準備するものとする。

３－５　整備作業

１．田代揚水ポンプ設備

受注者は、吐出配管に発生した腐食漏水箇所について、機構より支給する配管補修材を使用し、補修を行うものとする。なお、補修箇所は２ヶ所とし、斜坑出入口からフランジ接合管の６本目及び９本目のとする。

３－６　確認運転

受注者は、点検・整備完了後に確認運転を実施し、設備全体の総合の機能確認を行うものとする。

① 田代揚水ポンプ設備においては吐出水槽の状況を見つつ、吐出弁が全閉～全開～全閉までの範囲で各ポンプの確認運転を実施するものとする。

②山見揚水ポンプ設備においては、各ポンプを 10 分程度連続運転し、確認運転を実施するものとする。

－　以　上　－

別紙－１　　設備仕様一覧表

寺内導水路付帯施設の田代揚水施設ポンプ設備、山見揚水施設ポンプ設備の設備仕様は次のとおりである。

設備名		田代揚水施設		山見揚水施設				
名称		１号	２号	非灌漑期用	灌漑期用			
					立坑用	１号	２号	予備
		【田代斜坑→水槽】			【立坑→水槽】	【水槽→山見】	【水槽→仲仁鳥】	【水槽→山見】
ポンプ形式		自吸式多段渦巻ポンプ		対象外	水中ポンプ	水中タービンポンプ	水中タービンポンプ	水中タービンポンプ
		TVS-1256X3S-M37			100DL615	65NTJ311-60	KUR2-656-15	KUR2-506-7.5
製作		㈱川本ポンプ			㈱荏原製作所	(株)鶴見製作所	㈱川本ポンプ	㈱川本ポンプ
口径	吸込	φ125			－	－	－	－
	吐出し	φ125			φ100	φ65	φ65	φ50
全揚程		72m			20m	83/36m	80m	92m
吐出量		1.8m^3/min			2.00m^3/min	0.3/0.8m^3/min	0.63m^3/min	0.25m^3/min
電動機出力		37kw			15kw	11kw	15kw	7.5kw
直近取替年度		H25	H25		R2	R8	R5	H24

点検項目表

別紙－2

施　設　名	田代揚水施設		点検実施年月日：		
設　備　名	揚水ポンプ設備		点検実施者：		
ｻﾌﾞｼｽﾃﾑ名	揚水ポンプ				
装置区分	点　　検		実施項目		備　考
	項　目	内　容	年点検	結果	
設備全般	外観の異常	目視により，運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
自吸式ポンプ	作動状況	配水機能に異常が無いこと確認する。また，本体を目視，聴診，触診（配管）し異常振動・異音等が無いことを確認する。	○		
	電流値	運転時に操作盤電流計にて，電流値を計測，記録する。	○		
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて，電圧値を計測，記録する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により，計測，記録する。	○		
水位計	作動状況	目視により，運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
吐出水槽	清掃・堆積状態	運転に支障のある土砂等が堆積していないことを確認する。	○		
弁・計測機器	作動状況	仕切弁，逆止弁，センサー，ゲージ等の作動状況を確認する。	○		
	外観の異常	目視により、外観に異常、運転に支障となる事象が無いことを確認する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により，計測，記録する。 また、バルブコントロール内スペースヒータの動作状況を確認する。	○		
配管	漏洩	管理運転時に目視により，継手等に漏洩が無いことを確認する。	○		
	詰り	圧力計により管内圧力が正常であり，又ハンマーリングによる打音に異常がなく，配管詰りが無いことを確認する。	○		
取付ボルト・ナット	弛み・脱落	目視，触診，ハンマリングにより，ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	○		

特記事項：

点検項目表

別紙－2

施　設　名	田代揚水施設	点検実施年月日：
設　備　名	揚水ポンプ設備	点検実施者：
ｻﾌﾞｼｽﾃﾑ名	操作制御設備（機側操作盤）	

装置区分	点検		実施項目		備　考
	項　目	内　容	年点検	結果	
設備全般	外観の異常	目視により，運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
操作盤外装	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により，計測，記録する。	○		
押ボタン	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
切替スイッチ	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
電磁接触器	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ，バタツキが無いことを確認する。	○		
補助リレー	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ，バタツキが無いことを確認する。	○		
3Eリレー	作動状況	目視によりケースの変色，フクレが無いことを確認する。人為的に信号を送り（テストボタン等），トリップ及び運転停止を確認する。	○		
漏電リレー	作動状況	目視によりケースの変色，フクレが無いことを確認する。人為的に信号を送り（テストボタン等），トリップ及び運転停止を確認する。	○		
配線用遮断器	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
		人為的に信号を送り（テストボタン等），トリップ及び運転停止を確認する。	○		
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより増締めを実施する。	○		
運転回数	運転状況	カウンタの数値を記入する。	○		
運転時間	運転状況	カウンタの数値を記入する。	○		
全般	点検後の状態復旧	設備の状態，表示灯による状態表示，操作盤の施錠，跡片付け，清掃状況等，点検前の状態が復旧していることを確認する。また操作室の施錠も確実に実施する。	○		

特記事項：

点検項目表

別紙－2

施　設　名	山見揚水施設		点検実施年月日：		
設　備　名	揚水ポンプ設備		点検実施者：		
ｻﾌﾞｼｽﾃﾑ名	揚水ポンプ				
装置区分	点　　検		実施項目		備　考
	項　目	内　容	年点検	結果	
設備全般	外観の異常	目視により，運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
水中ポンプ	作動状況	配水機能に異常が無いこと確認する。また，本体を目視，聴診，触診（配管）し異常振動・異音等が無いことを確認する。	○		立坑用ポンプ除く
	電流値	運転時に操作盤電流計にて，電流値を計測，記録する。	○		
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて，電圧値を計測，記録する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により，計測，記録する。	○		
水位計	作動状況	目視により，運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
吸水槽	清掃・堆積状態	運転に支障のある土砂等が堆積していないことを確認する。	○		
雨量計	清掃・堆積状態	枯葉等の除去，作動状況を確認する。	○		
弁・計測機器	作動状況	仕切弁，逆止弁，空気弁，センサー，ゲージ等の作動状況を確認する。	○		
配管	漏洩	管理運転時に目視により，継手等に漏洩が無いことを確認する。	○		
	詰り	圧力計により管内圧力が正常であり，又ハンマーリングによる打音に異常がなく，配管詰りが無いことを確認する。	○		
取付ボルト・ナット	弛み・脱落	目視，触診，ハンマリングにより，ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	○		

特記事項：

点検項目表

別紙－2

施　設　名	山見揚水施設	点検実施年月日：
設　備　名	揚水ポンプ設備	点検実施者：
ｻﾌﾞｼｽﾃﾑ名	操作制御設備（機側操作盤）	

装置区分	点検		実施項目		備　考
	項　目	内　容	年点検	結果	
設備全般	外観の異常	目視により，運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
操作盤外装	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により，計測，記録する。	○		
押ボタン	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
切替スイッチ	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
タッチパネル	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
電磁接触器	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ，バタツキが無いことを確認する。	○		
補助リレー	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ，バタツキが無いことを確認する。	○		
3Eリレー	作動状況	目視によりケースの変色，フクレが無いことを確認する。人為的に信号を送り（テストボタン等），トリップ及び運転停止を確認する。	○		
漏電リレー	作動状況	目視によりケースの変色，フクレが無いことを確認する。人為的に信号を送り（テストボタン等），トリップ及び運転停止を確認する。	○		
シーケンサ	作動状況	雨量計のデータにより，自動制御が正常に作動することを確認する。	○		
配線用遮断器	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
		人為的に信号を送り（テストボタン等），トリップ及び運転停止を確認する。	○		
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより増締めを実施する。	○		
運転回数	運転状況	カウンタの数値を記入する。	○		
運転時間	運転状況	カウンタの数値を記入する。	○		
全般	点検後の状態復旧	設備の状態，表示灯による状態表示，操作盤の施錠，跡片付け，清掃状況等，点検前の状態が復旧していることを確認する。また操作室の施錠も確実に実施する。	○		

特記事項：

寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検整備

参　考　資　料

令和８年１０月

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所

田代・山見揚水施設　位置図

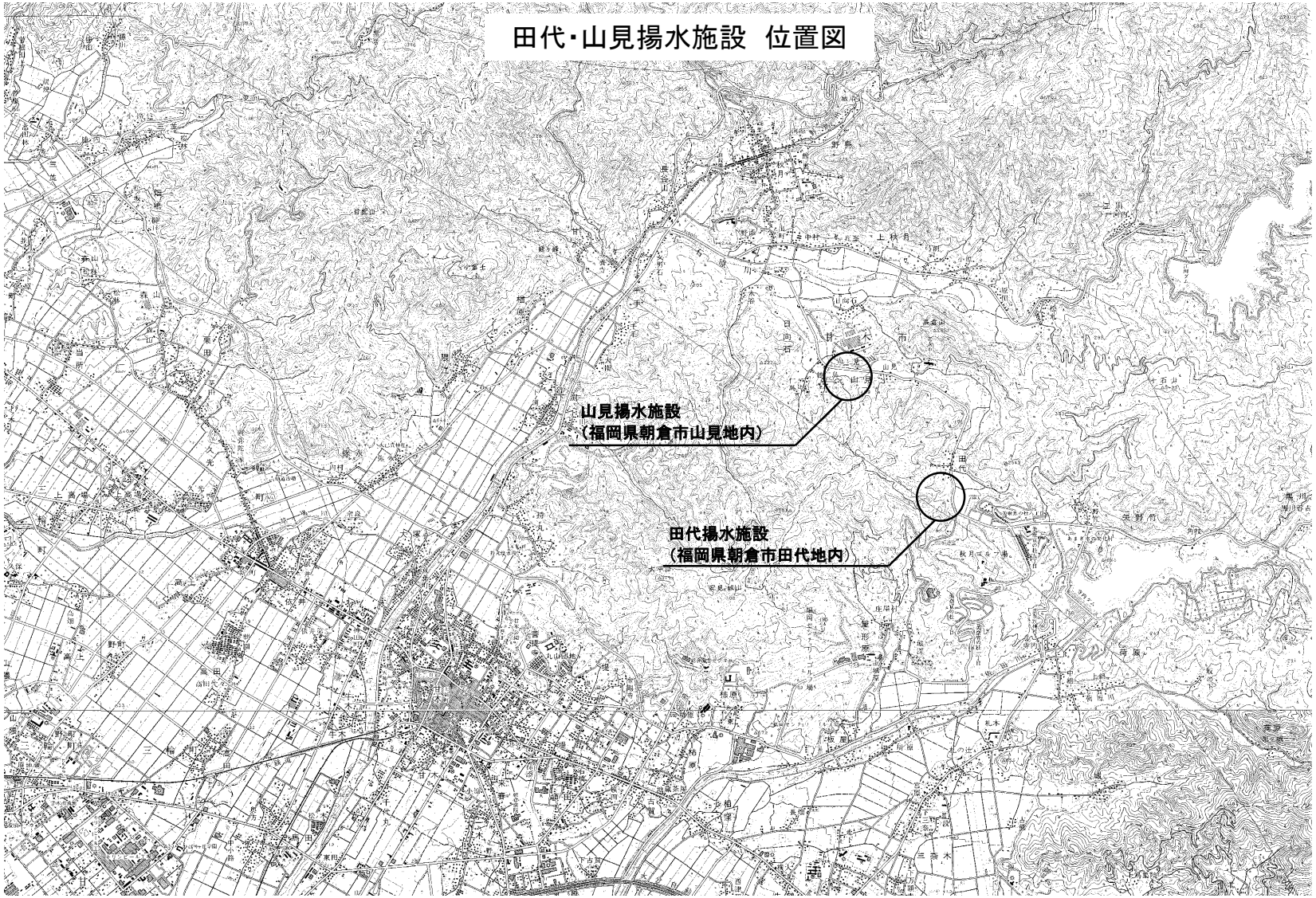

業 務 名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検整備
名　　称	揚水施設位置図
独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所	

田代揚水施設　一般図

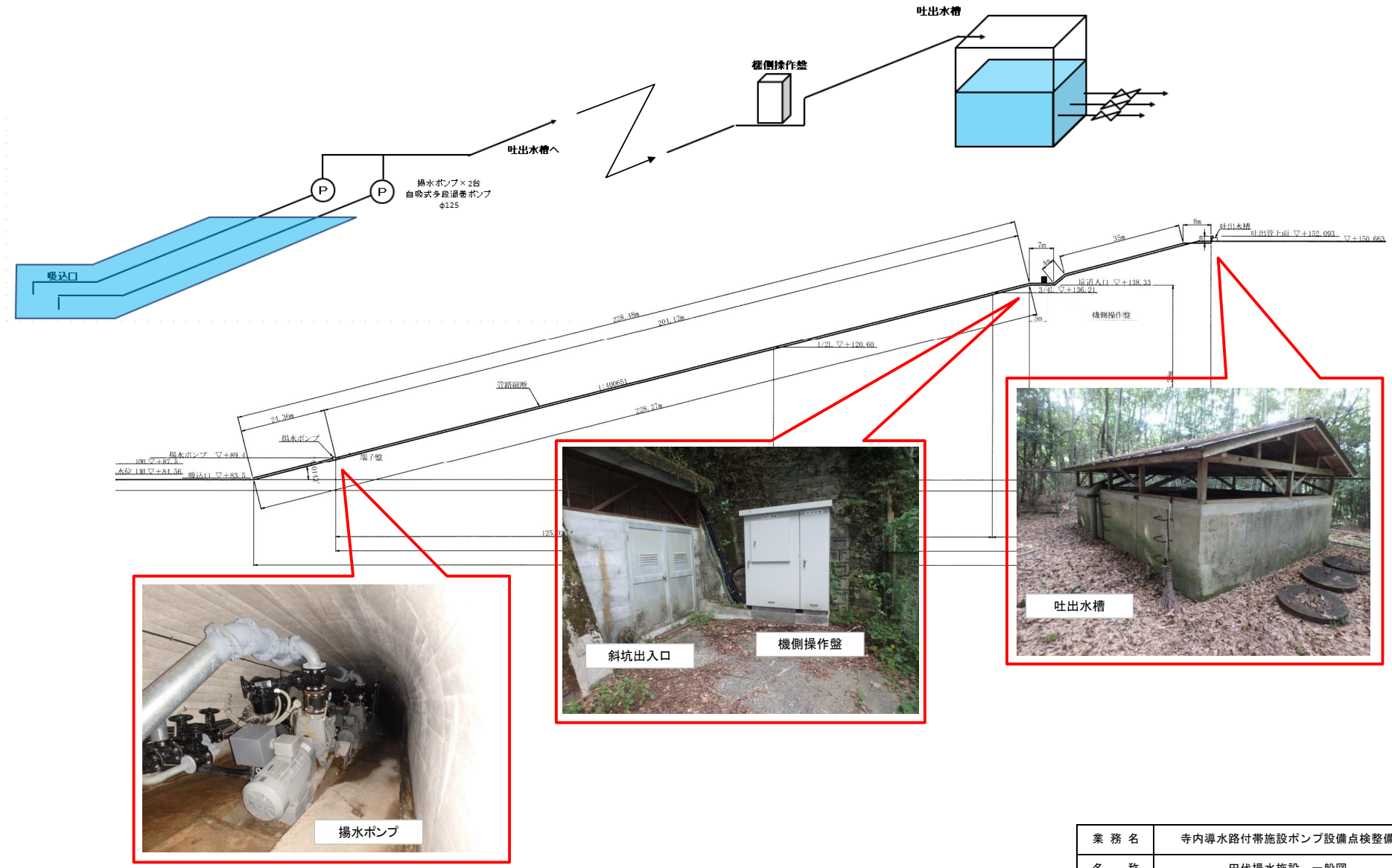

業 務 名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検整備
名　　称	田代揚水施設　一般図
独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所	

田代揚水施設　ポンプ配置

平　面　図　S=1/50

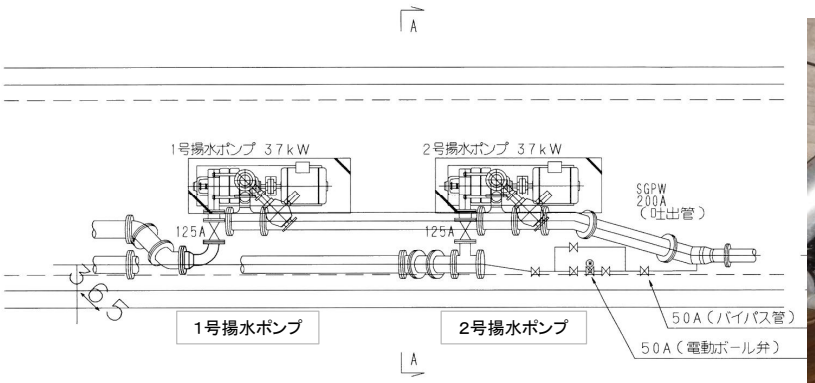

側　面　図　S=1/50

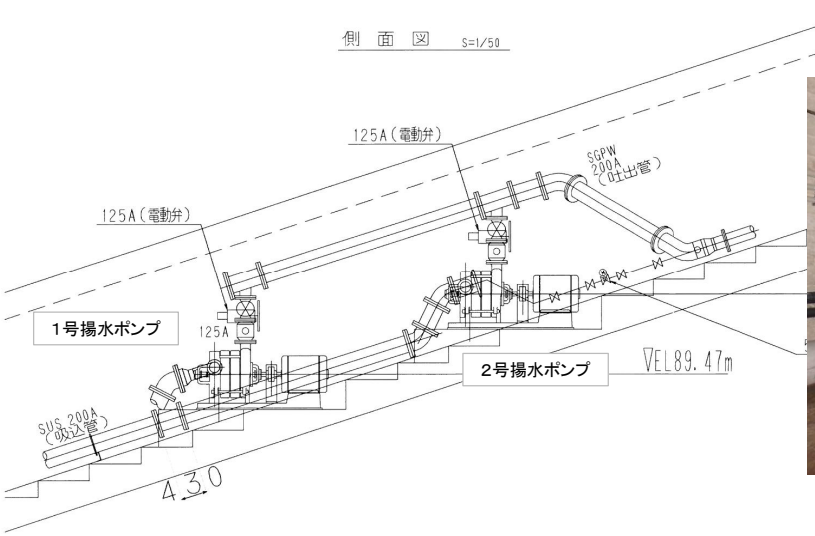

業 務 名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検整備
名　　称	田代揚水施設　ポンプ配置
独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所	

山見揚水施設　一般図

山見揚水施設　平面図

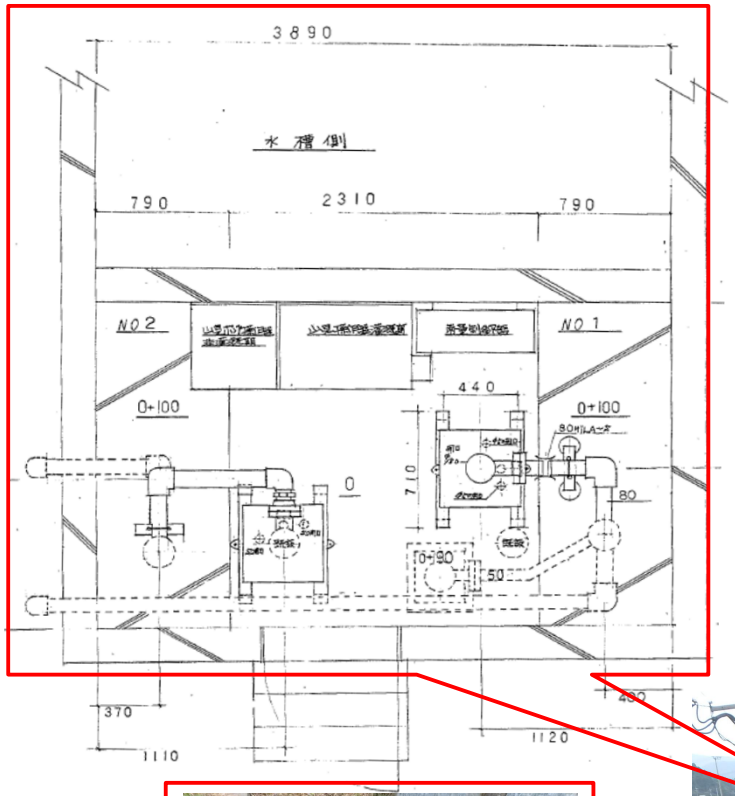

山見揚水施設　立坑断面図

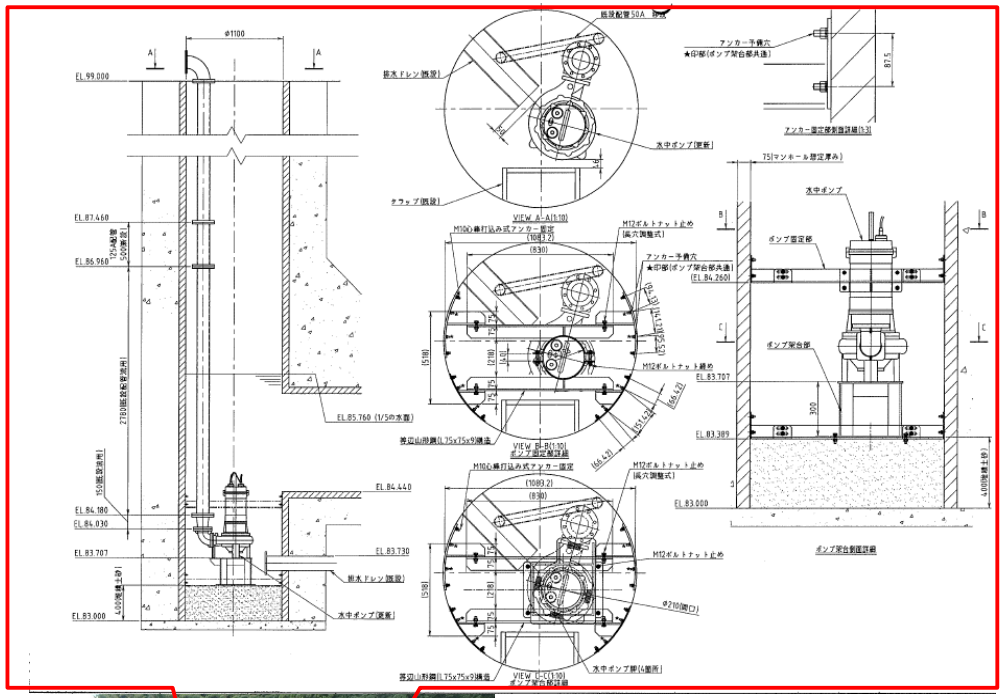

切替バルブ

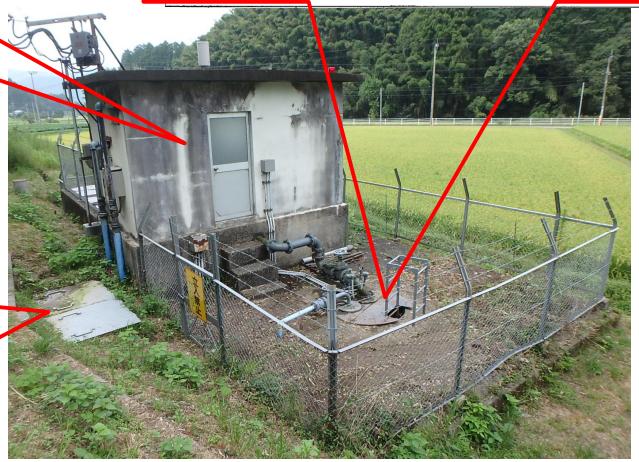

業 務 名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検整備
名　　称	山見揚水施設　一般図
独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所	

山見揚水施設　ポンプ配置

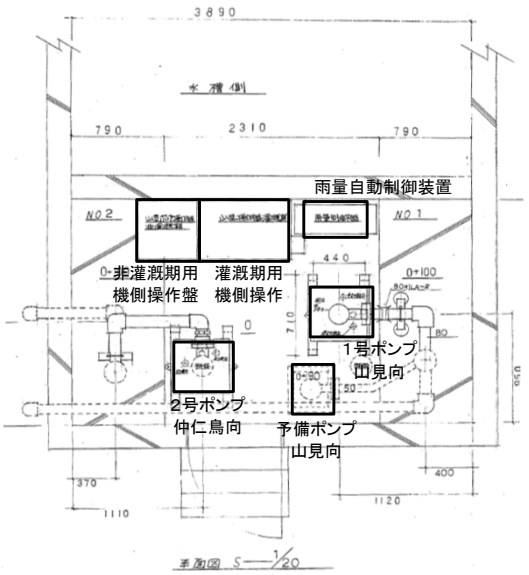

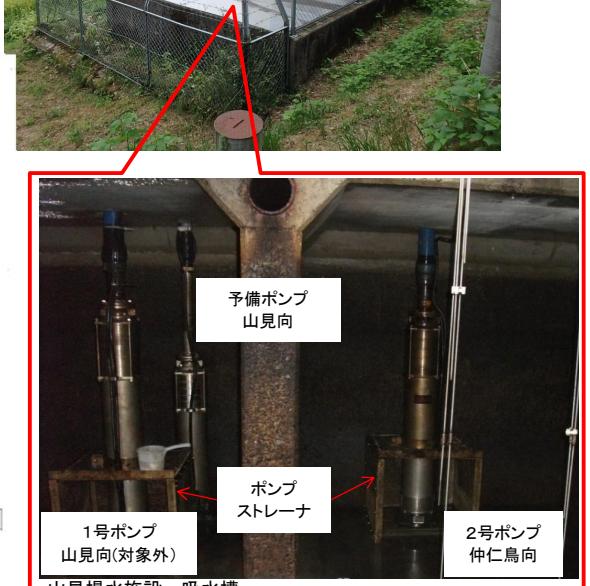

山見揚水施設　吸水槽

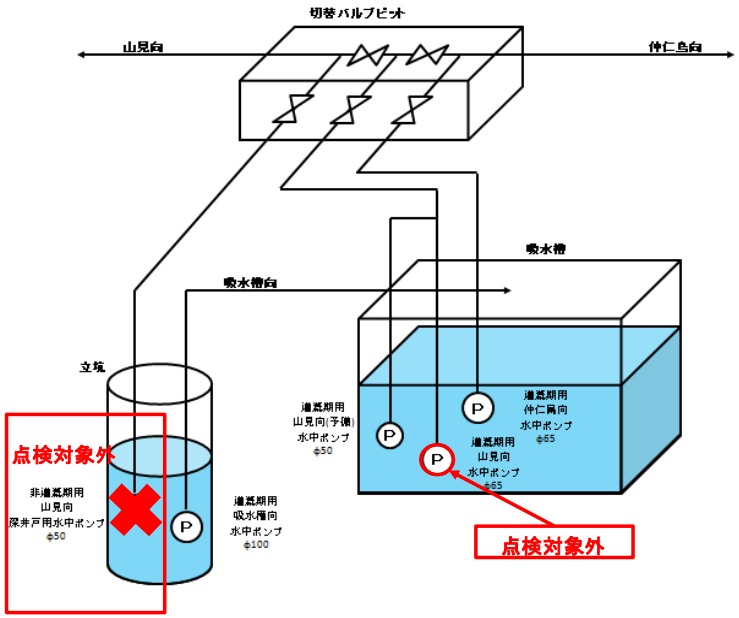

山見揚水施設　吸水槽断面図

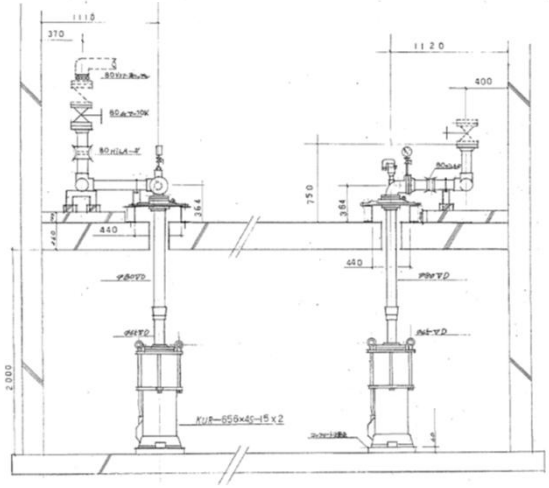

業 務 名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検整備
名　　称	山見揚水施設　ポンプ配置
独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所	

メール送信先　nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
FAX 送信先　０９４６－２５－０１３３
担当：独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所　内田あて

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
所　長　　前　田　　剛　宏　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年１０月２１日に交付された「寺内導水路付帯施設ポンプ点検整備」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号：

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。